



←住宅セーフティネット制度
PR ロゴ

令和 7 年 4 月 1 日
住宅局安心居住推進課

「居住支援法人」の活動を支援します！ ～本日から令和 7 年 4 月 23 日（水）まで募集～

住宅確保要配慮者の居住の支援を目的とした「居住支援法人」の活動等に係る事業の立上げ等を支援する補助事業^{※1}の募集を、本日より開始します。

※1 居住支援協議会等活動支援事業（住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動等の立上げ等の支援に関する事業）

1) 事業概要

本事業は、住宅確保要配慮者^{※2}の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動を行う「居住支援法人」^{※3}に対して、国がその活動等に係る事業の立上げ等に要する費用の一部を補助するものです。（「別紙」参照）

※2 住宅セーフティネット法において定める、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

※3 住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの

2) 応募方法

- ・令和 7 年 4 月 23 日（水）17 時までに、事務局まで、応募書類を電子メールにより提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、応募要領をご覧ください。
- ・事務局の連絡先、応募要領、応募書類等は、以下 URL をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

【問い合わせ先】

住宅局安心居住推進課 TEL : 03-5253-8111



住宅セーフティネット制度(現行)

別紙

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律
【公布:平成29年4月26日 施行:平成29年10月25日】

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

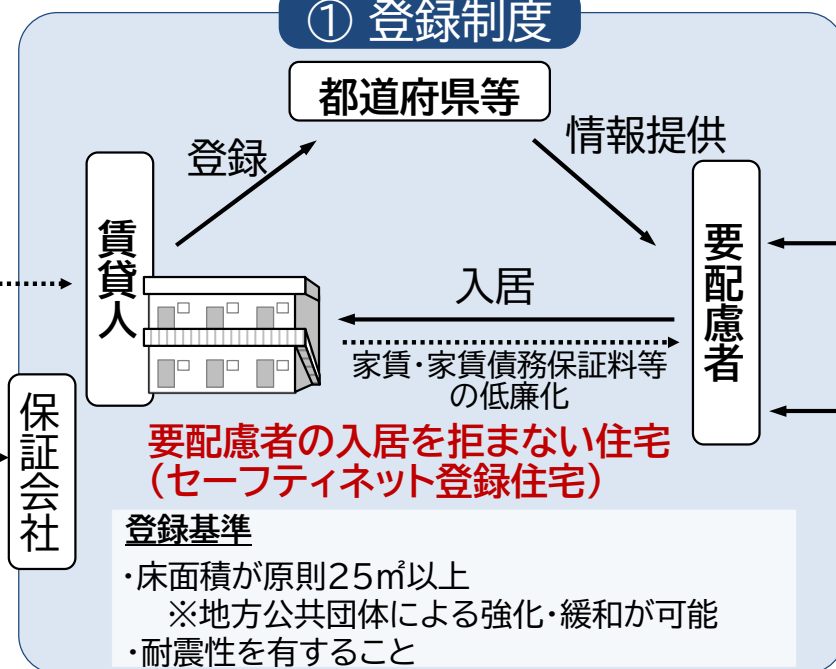
【住宅セーフティネット制度のイメージ】

② 経済的支援

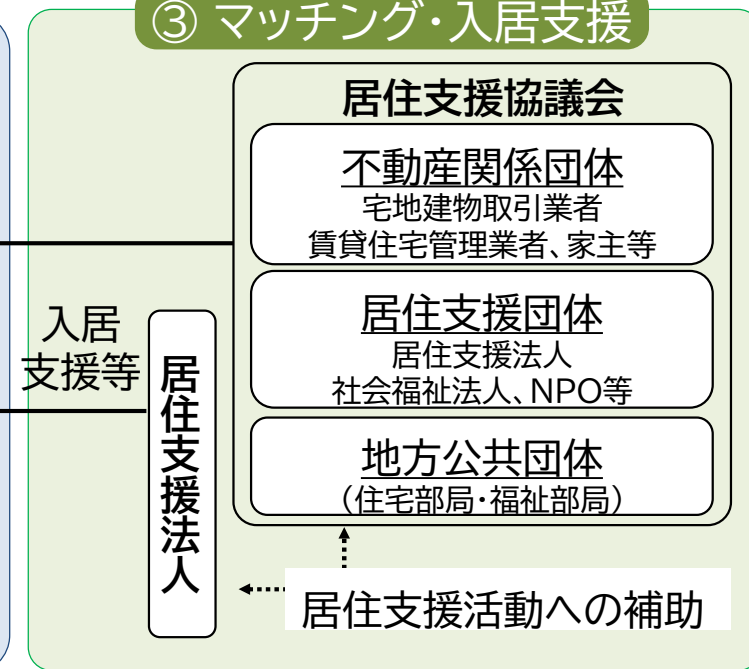
国と地方公共団体等による支援

- ・改修費補助
(国の直接補助あり)
- ・改修費融資
(住宅金融支援機構)
- ・家賃低廉化補助
- ・家賃債務保証料等補助
- ・住替え補助
- ・家賃債務保証保険
(住宅金融支援機構)

① 登録制度



③ マッチング・入居支援



補助制度がある自治体数

- ・改修費補助:39
- ・家賃低廉化補助:57
- ・家賃債務保証料等補助:30

(R6年8月時点)

・登録戸数:931,219戸

うち専用住宅(要配慮者専用の住宅):6,298戸

- ・賃貸住宅供給促進計画の策定:47都道府県22市町
- ※うち21都府県12市で、面積基準を緩和

(R6年12月末時点)

・居住支援法人の指定数:967法人

- ・居住支援協議会の設立:146協議会
(47都道府県108市区町村)

(R6年12月末時点)

【施行状況】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律 (R6.5.30成立 R6.6.5公布)

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理**を追加

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

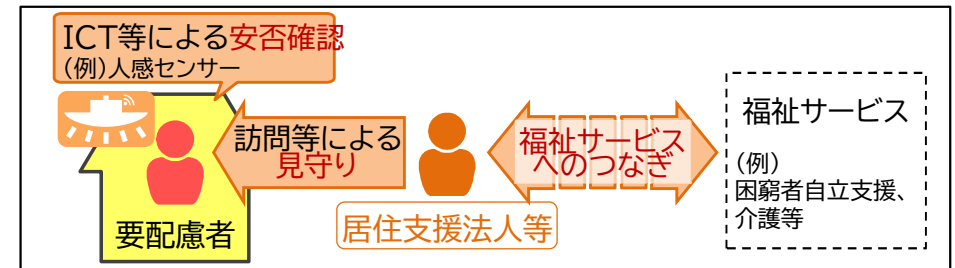
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

- ・ **居住支援法人等**が、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が**認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付(※)**を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証**を**原則引受け**<居住サポート住宅のイメージ>



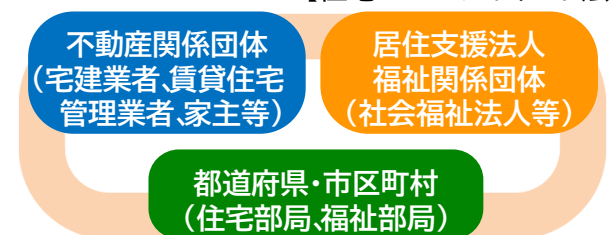
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村**による**居住支援協議会(※)**設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第59条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

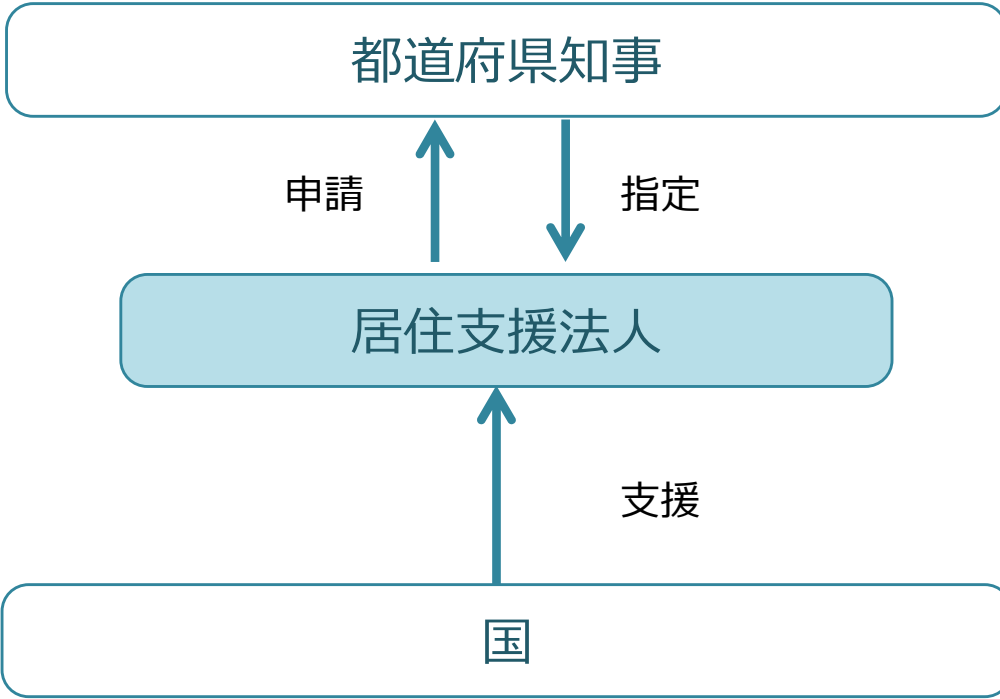
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ 賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
- ⑤ 残置物処理等(モデル契約条項を活用して実施)
- ⑥ ①～⑤に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～⑤のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



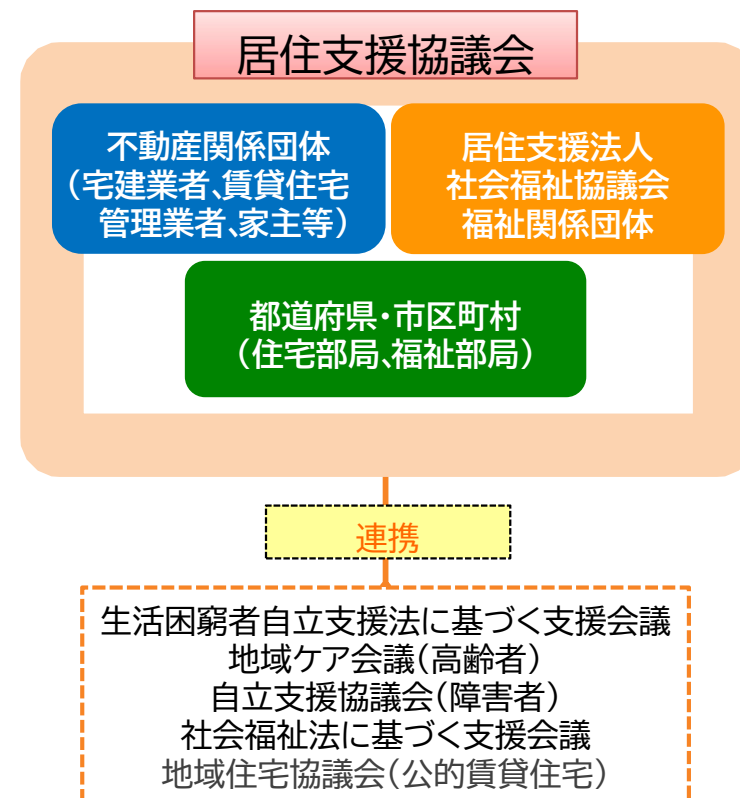
● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額700万円等）。
- ・ [R7年度当初予算] 居住支援協議会等活動支援事業（10.81億円）の内数

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して支援（事業期間：令和6年度～令和10年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会（都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会）、居住支援法人 等
補助対象事業	1. セミナー・勉強会等による制度の周知・普及 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 4. 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） 5. 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） 6. 死亡・退居時支援（家財・遺品整理、死後事務委任等） 等
補助率	定額（国10/10）
補助限度額	・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,500千円 （複数自治体による共同設立の場合は上限4,000千円） ・居住支援法人 ……上限7,000千円 （スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円）

令和6年度当初予算において、事業期間を令和10年度まで延長



居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況；146 協議会（全都道府県・108市区町村）が設立（R6年12月末時点）

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・指定数；967 法人（全都道府県合計）が指定（R6年12月末時点）

居住支援法人の活動支援（R7年度居住支援協議会等活動支援事業）

令和7年度当初予算
居住支援協議会等活動支援事業
(10.81億円)の内数

分 類		入居前相談支援を 週30時間以上実施 (複数人の合計可)	入居前相談支援を 週15時間以上30時間未満実施 (複数人の合計可)
基本	(1)入居前相談支援【必須】	上限3,000千円	上限1,000千円
	(2)入居中の居住支援	上限1,000千円	
特定	(3)特定居住支援	①障がい者向けの入居前の相談支援	上限300千円
		②刑務所出所者向けの入居前の相談支援	上限300千円
		③外国人向けの入居前の相談支援	上限300千円
		④孤独・孤立対策に資する居住支援	上限300千円
		⑤モデル契約条項を活用した死後事務委任契約に関する支援	上限300千円
	(4)地域の居住支援体制整備	①居住支援法人として関与した居住サポート住宅の計画認定に向けた準備	上限500千円
		②地方公共団体等から依頼され対応した居住支援案件	上限500千円
		③地方公共団体等から依頼されたセミナー等における情報提供	上限500千円
(5)スタートアップ加算		2024年4月1日から2025年3月31日までに 指定を受けた居住支援法人	
		上限500千円	上限300千円

※国土交通省では、令和6年度から新たに「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」を実施しております。
(補助限度額：1事業あたり3,000千円)